特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
53	相模原市市民税非課税世帯等支援給付金給付事業に 関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

相模原市は、相模原市市民税非課税世帯等支援給付金給付事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

相模原市長

公表日

令和7年3月7日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	相模原市市民税非課税世帯等支援給付金給付事業に関する事務					
②事務の概要	(事務の概要) エネルギー・食料品価格等の物価高騰に直面する低所得世帯の生活支援を行うため、特に家計への影響が大きい市民税非課税世帯等に対して、給付金を支給するもの。 (特定個人情報ファイルを使用して実施する事務) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の規定により、以下の事務において、特定個人情報を取り扱う。 (1)相模原市市民税非課税世帯等支援給付金の支給事務【令和6年2月1日終了】 (2)相模原市市民税非課税世帯等支援給付金(非課税世帯追加分)の支給事務【令和6年7月1日終了】 (3)令和6年度相模原市市民税非課税世帯等支援給付金の支給事務【令和7年2月1日終了】 (4)令和6年度相模原市物価高騰支援給付金(非課税世帯分)の支給事務					
③システムの名称	課税システム、共通基盤システム、中間サーバー					

2. 特定個人情報ファイル名

相模原市市民税非課税世帯等支援給付金ファイル、相模原市市民税非課税世帯等支援給付金(非課税世帯追加分)ファイル、令和 6年度相模原市市民税非課税世帯等支援給付金ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	【情報照会】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表の135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府令第5号)総務省令第5号)第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条 【情報提供】 実施しない

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	第19条第8号 ・行政手続における	特定の個人	を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利 る命令(令和6年デジタル庁令第9号・総務省令第9号)第2条の表第160

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	相模原市 健康福祉局 生活福祉部 生活福祉課 相模原市 市長公室 DX推進課
②所属長の役職名	生活福祉課長 DX推進課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	相模原市 行政資料コーナー
請 水尤	相模原市由中区由中21115

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	042-707-7196

9. 規則第9条第2項の適用

[0]適用した

適用した理由

本給付金は、経済事情の急激な変動による影響を緩和するために支給されるものであり、緊急性が認められるため。

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人:	未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	令和6年5月24日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満		
	いつ時点の計数か	令和6年5月24日 時点					
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
2. 特定個人情報の入手(2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)						
<選択肢>							

3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[0]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	Γ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移車	云(委託や情報提供ネットワー	クシステムを通じた扱	是供を除く。) [O]提名	共・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[]#	接続しない(入手) [O]接続	しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	Ι]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
7. 特定個人情報の保管・済	肖去				
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業		[0]	人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	Γ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠					
9. 監査					
実施の有無	[O] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査		
10. 従業者に対する教育・	啓発				
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		

11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項	頁目評価又は重点項目評価を実施する				
	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策	1				
	<選択肢>					
	1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策					
最も優先度が高いと考えられ	2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報	との紐付けが行われるリスクへの対策				
る対策	3)権限のない者によって不正に使用されるリスク	への対策				
	4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対	策				
	5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)					
	6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策					
	7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策					
	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの	対策				
	9) 従業者に対する教育・啓発					
		<選択肢>				
当該対策は十分か【再掲】	 「	1) 特に力を入れている				
	[1,3, 6,8,4,]	2) 十分である				
		3) 課題が残されている				
判断の根拠	対象者、必要な情報の種類、入手方法等を踏まえ、"ジを防止するための措置を、システム面、人手による作業					

変更簡所

変史固.								
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明			
令和6年11月14日	1 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ②事務の概要	(事務の概要) エネルギー・食料品価格等の物価高騰に直面する低所得世帯の生活支援を行うため、特に家計への影響が大きい市民税所得割非課税世帯に対して、臨時的な措置として3万円の給付金を支給するもの。 (特定個人情報ファイルを使用して実施する事務) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の規定により、以下の事務において、特定個人情報を取り扱う。・支給要件の確認に必要な、税情報の照会	(事務の概要) エネルギー・食料品価格等の物価高騰に直面する低所得世帯の生活支援を行うため、特に家計への影響が大きい市民税非課税世帯等に対して、給付金を支給するもの。 (特定個人情報ファイルを使用して実施する事務) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の規定により、以下の事務において、特定個人情報を取り扱う。 (1) 有模原市市民税非課税世帯等支援給付金の支給事務(令和6年6月30日終了) (2) 相模原市市民税非課税世帯等支援給付金(非課税世帯追加分)の支給事務(令和6年6月30日終了) (3) 令和6年度相模原市市民税非課税世帯等支援給付金(3)令和6年度相模原市市民税非課税世帯等支援給付金の支給事務	事後				
令和7年3月7日	1 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ②事務の概要	(事務の概要) エネルギー・食料品価格等の物価高騰に直面 する低所得世帯の生活支援を行うため、特に 家計への影響が大きい市民税非課税世帯等 に対して、給付金を支給するもの。 (特定個人情報ファイルを使用して実施する事務) 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号)の規定により、以下の事務において、 特定個人情報を取り扱う。 (1) 相模原市市民税非課税世帯等支援給付 金の支給事務【令和6年2月1日終了】 (2) 相模原市市民税非課税世帯等支援給付 金(非課稅世帯追加分)の支給事務【令和6年 7月1日終了】 (3) 令和6年度相模原市市民税非課税世帯等 支援給付金の支給事務	(1) 相模原市市民税非課税世帯等支援給付金の支給事務【令和6年2月1日終了】 (2) 相模原市市民税非課税世帯等支援給付金(非課税世帯追加分)の支給事務【令和6年7月1日終了】 (3) 令和6年度相模原市市民税非課税世帯等支援給付金の支給事務【令和7年2月1日終	事後				